

広報 **ムラ** **新庄**

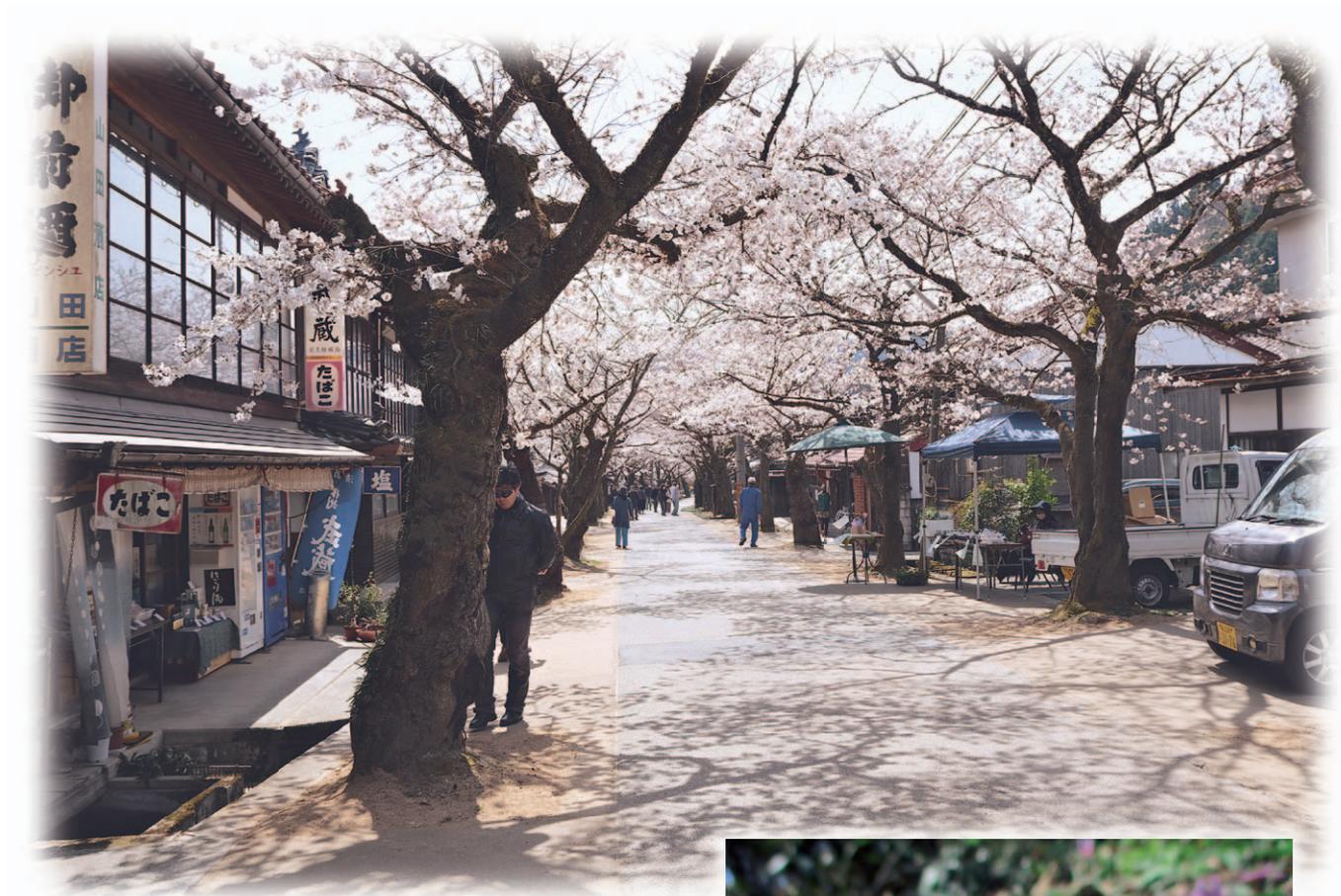
No. **495**
令和5年5月20日発行

の里

新庄



〒717-0201 岡山県真庭郡新庄村役場 総務企画課 TEL(0867)56-2626 FAX56-2629
新庄村HP <http://www.vill.shinjo.okayama.jp/>



主な記事

新庄村の給与・定員管理等について …… 2～6
 新庄村議会議員選挙結果 …… 7
 お知らせ …… 11
 お元気ですか? …… 13
 地域おこし協力隊活動報告 …… 15
 むらづくり新庄村 …… 16
 社協だより …… 17
 小中学校だより …… 18



人口 動態
 ()内は先月比

男……398人(+4)
 女……439人(-1)
 計……837人(+3)
 世帯数…383戸(+5)

令和5年4月30日現在

**立ち上がろう
 みんな主役のむらおこし**

新庄村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

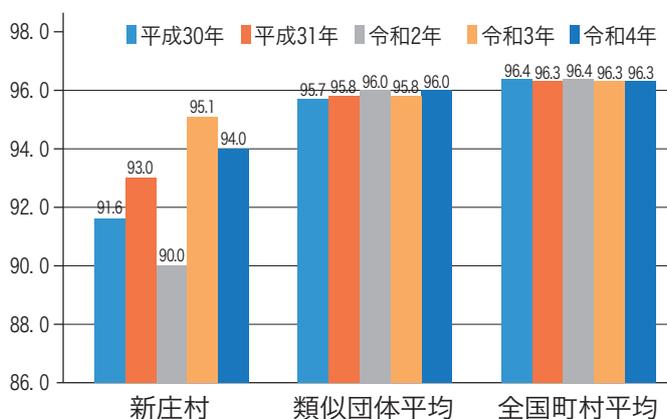
区分	住民基本台帳人口 (R4年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 2年度の人件費率
3年度	873人	1,899,928千円	161,761千円	325,305千円	17.1%	17.5%

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体 平均一人当たり 給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
3年度	31人	83,051千円	18,559千円	32,258千円	133,868千円	4,318千円	5,377千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数については、4年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
 (補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※4年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

①職員構成の変動によりラスパイレス指数が上昇したため。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し [[実施] 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日

（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2.0%引下げ。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施した。

②地域手当の見直し 該当なし

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

(5) 特記事項 なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（4年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
新庄村	36.9歳	271,546円	307,577円	290,054円
岡山県	43.2歳	330,022円	414,719円	360,635円
国	42.7歳	323,711円	—	405,049円
類似団体	40.8歳	294,774円	337,489円	324,022円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国比較ベース)	対応する民間の職種	平均年齢	平均給与月額(B)	
新庄村	42.2歳	1人	217,600円	224,700円	224,700円	—	—	—	—
うち労務員	42.2歳	1人	217,600円	224,700円	224,700円	その他	49.1歳	236,600円	0.95
岡山県	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国	51.1歳	2,114人	286,570円	—	328,416円	—	—	—	—
類似団体	48.7歳	2人	282,958円	307,601円	298,277円	—	—	—	—

区分	(参考) 年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
新庄村	—	—	—
うち労務員	3,656,200円	3,187,900円	1.15

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している(平成31~令和3年の3ヶ年平均)。
 ※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
 ※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注) 1 「平均給料月額」とは、4年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(4年4月1日現在)

区分		新庄村	岡山県	国
一般行政職	大学卒	182,200円	194,300円	182,200円
	高校卒	150,600円	157,900円	150,600円
技能労務職	高校卒	134,200円	—	—
	中学卒	132,300円	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(4年4月1日現在)

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	277,000円	305,500円	—	401,700円
	高校卒	248,900円	322,500円	352,600円	401,000円
技能労務職	高校卒	—	—	—	—
	中学卒	—	—	—	—

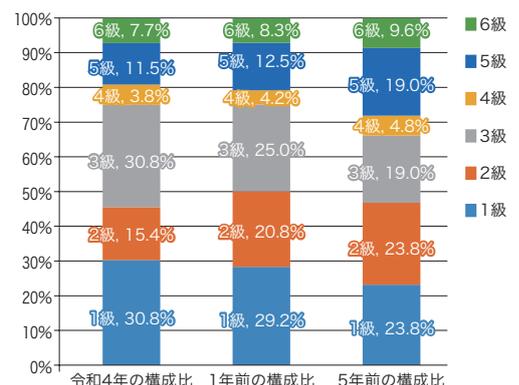
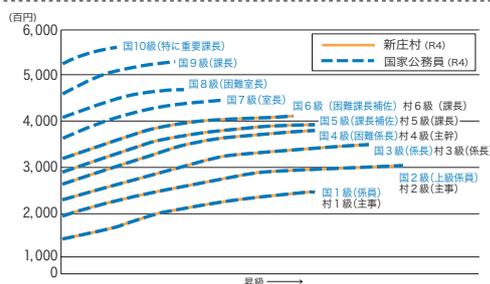
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(4年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	定型的な業務を行う主事、保育士、保健師、看護師、栄養士、歯科衛生士、主事補の職務	8人	30.8%	146,100円	247,600円
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事、保育士、保健師、看護師、栄養士、歯科衛生士の職務	4人	15.4%	195,500円	304,200円
3級	係長又は主任の職務	8人	30.8%	231,500円	350,000円
4級	課長補佐、主幹の職務	1人	3.8%	264,200円	381,000円
5級	課長、会計管理者、保育所長、課長補佐の職務	3人	11.5%	289,700円	393,000円
6級	課長、会計管理者、保育所長の職務	2人	7.7%	319,200円	410,200円

(注) 1 新庄村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。
 (注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一))(4年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況 (新庄村)

令和4年4月2日から令和5年4月1日 までにおける運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している					
活用している昇給区分		昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分					
上位、標準の区分					
標準、下位の区分					
標準の区分のみ (一律)					
ロ. 人事評価を活用していない					
活用予定時期		○ 5年度以降		○ 5年度以降	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

新庄村	岡山県	国
1人当たり平均支給額 (3年度) 1,408千円	1人当たり平均支給額 (3年度) 1,694千円	-
(3年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.90 月分 (-) 月分 (-) 月分	(3年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.45) 月分 (0.90) 月分	(3年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.45) 月分 (0.90) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況 (一般行政職)(新庄村)

令和4年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している					
活用している成績率		支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率					
上位、標準の成績率					
標準、下位の成績率					
標準の成績率のみ (一律)					
ロ. 人事評価を活用していない					
活用予定時期		○ 5年度以降		○ 5年度以降	

(2) 退職手当 (4年4月1日現在)

新庄村			岡山県		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率2~45%)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率2~45%)		
1人当たり平均支給額 249千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、3年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当 (4年4月1日現在)

支給実績 (3年度決算)		0千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (3年度決算)		0 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度 (支給率)
	0%	0人	0%

(4) 時間外勤務手当

支給実績（3年度決算）	3,132千円
職員1人当たりの平均支給年額（3年度決算）	174千円
支給実績（2年度決算）	4,906千円
職員1人当たりの平均支給年額（2年度決算）	192千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（3年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(5) その他の手当（4年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（3年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（3年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に支給（支給月額） 配偶者6,500円、扶養親族たる子10,000円、父母等6,500円、扶養親族たる子のうち満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子につき5,000円加算	同じ	-	3,213千円	297,600円
住居手当	月額16,000円を超える家賃を払っている場合、家賃の月額により支給 支給限度額28,000円	同じ	-	1,685千円	151,200円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上である職員に支給（支給月額） 交通機関等の利用者1カ月の運賃相当額 支給限度額55,000円 自動車等の交通用具使用者は通勤距離区分より支給2,000円～31,600円	同じ	-	1,492千円	116,400円
管理職手当	管理・監督の地位にある職員に支給 給料月額の5%	異なる	支給率	910千円	310,800円
宿日直手当	1回4,400円	同じ	-	2,147千円	108,000円

5 特別職の報酬等の状況（4年4月1日現在）

区分		給料月額等		
給料	村長	630,000円 (630,000円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 828,000円/500,000円	
	副村長	550,000円 (550,000円)		
報酬	議長	260,000円 (260,000円)	318,000円/203,000円	
	副議長	210,000円 (210,000円)	258,000円/130,000円	
	議員	190,000円 (190,000円)	251,000円/109,000円	
期末手当	村長	(3年度支給割合) 4.10月分		
	副村長	(3年度支給割合) 3.45月分		
退職手当	村長	(算定方式) 給料月額×500/100×在職年数	(1期の手当額) 12,600,000円	(支給時期) 任期ごと
	副村長	給料月額×300/100×在職年数	6,600,000円	任期ごと
	備考			

(注) 1 給料及び報酬の（ ）内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年=48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

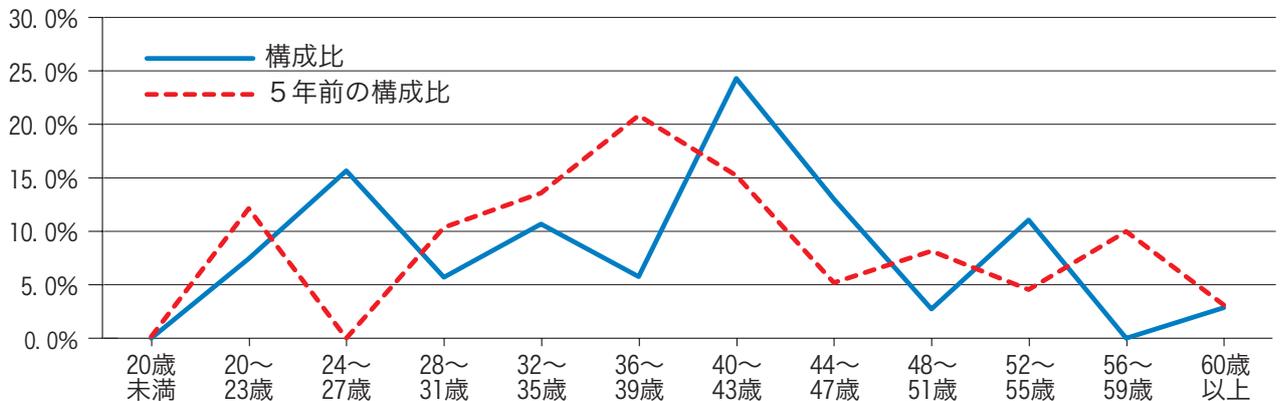
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分		職員数		対前年増減数	主な増減理由
			令和3年	令和4年		
普通会計部門	一般行政部門	議 会	1人	1人	1	人事異動による増
		総 務	10人	10人		
		税 務	1人	1人		
		農 林 水 産	2人	2人		
		商 工 木 生	1人	1人		
土 工 木 生		3人	3人			
民 生 生		7人	8人			
衛 生	3人	3人				
	計	28人	29人	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 332.19人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 196.63人)	
	教 育 部 門	2人	2人			
	消 防 部 門	-	-			
	小 計	30人	31人	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 355.10人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 232.09人)	
公営企業等	病 院 道 他	水 道	4人	4人	1	対象職員となったため
		そ の 他	1人	1人		
	小 計	5人	6人	1		
合 計			35人 [49人]	37人 [49人]	2 []	<参考> 人口1万人当たり職員数 423.83人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (4年4月1日現在)



(人)

区分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
職員数	0	3	6	2	4	2	9	5	1	4	0	1	37

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	年度	29年	30年	31年	2年	3年	4年	過去5年間の増減数(率)
一般行政		30	28	29	33	28	29	△1人 (-3.3%)
教育		3	4	4	5	2	2	△1人 (-33.3%)
消防		-	-	-	-	-	-	- (-%)
普通会計		33	32	33	38	30	31	△2人 (-6.1%)
公営企業等会計		6	7	7	8	5	6	- (-%)
総合計		39	39	40	46	35	37	△2人 (-5.1%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

新庄村議会議員選挙結果

任期満了に伴う新庄村議会議員選挙が4月18日告示、23日に投票が行われ、即日開票の結果、次の方が当選となりました。

(敬称略)

酒井 亨 (61歳) 初当選
清川 秀夫 (61歳) 当選2回
三船八壽子 (68歳) 当選2回
鈴木 照明 (69歳) 初当選
磯田 光一 (46歳) 初当選
坂本 英典 (71歳) 当選3回
稲田 晴江 (39歳) 初当選
高田 利治 (69歳) 当選3回

当日の有権者数 714人

(男337人/女377人)

投票者数 610人

(男292人/女318人)

投票率 85・43%

(男86・65%/女84・35%)

(新庄村選挙管理委員会)

区長会開催

令和5年度第1回区長会を4月24日(月)に新庁舎大ホールで開

催しました。

まず、小倉村長から事業等、今年度の重点施策の説明を含め挨拶があり、続いて新規採用職員等の紹介をしました。

その後議事に移り、今年度の区長代表に西村和仁氏(中谷)、副代表に川上 博氏(幸町)が選出されました。

続いて、役場から令和5年度一般会計予算概要や主要事業についての説明と各課からお知らせとお願いをしました。

なお、地区活性化懇談会については通年で受け付けておりますので、開催希望がありましたら申し込みください。

(総務企画課・柴田)

第9回真庭圏域消防操法訓練大会

4月29日(土)、第9回真庭圏域消防操法訓練大会が真庭やまびこスタジアム多目的グラウンドにおいて開催されました。今回は、新庄村が当番で準備等進めてきました。

当日は、天候を心配しましたが、無事操法訓練大会を終えることができました。



新庄村を代表して自動車ポンプの部に第4部、小型ポンプの部に第1部が出場し、日頃の訓練の成果を披露しました。

結果については、自動車ポンプの部に出場した第4部が3位に入賞し、各番員の中で最も優秀な選手に贈られる優秀選手に

4部の佐藤裕亮さんが2番員の優秀選手に選ばれました。第1部は健闘されましたが惜しくも上位入賞はなりませんでした。大会当日までの長きにわたり、訓練を継続してきた選手及び関係者の皆様、また当日の会場で応援を頂きました村議会議員、名誉消防団員、選手家族、消防団員の皆様、誠にありがとうございました。

(総務企画課・柴田)



新庄村自然教室『バードウォッチング超入門』

4月16日(日)、新庄村自然教室『バードウォッチング超入門』を開催し、村内の小学生から大人まで12名の方が参加されました。

この自然教室は、年間を通じた野鳥観察、保護活動を通して、身近な自然と野鳥の魅力に気づき、自然との接し方や命を大切にする気持ちを育む目的で、日本野鳥の会岡山県支部のご協力のもと、年4回開催予定になっています。

当日は、新庄村在住の、大畑良平さんと笹野聡美さんを講師にお招きし、双眼鏡の使い方、鳥の探し方など野鳥観察の基本を学んだあと、役場前を出発し、ふれあい公園から戸島集落の川沿いを歩きながら村内の野鳥を観察しました。ツバメ・キセキレイ・カワラヒワ・トビ・スズメなど約8種類の野鳥に出会うことができ、双眼鏡と望遠鏡を使用し、事前に配布された鳥さがしビンゴを活用しながら、参加された方々は、講師の方の説明を熱心に聞きながら野鳥の姿

を観察しました。観察後は、参加していただいた方に、オリジナルの野鳥キーホルダー(ツバメ)をお渡ししました。

次回は、7月1日(土)に特別講演会&野鳥観察会を予定しています。多くの方のご参加をお待ちしています。

(教育委員会・多久間)



「美しいメルヘンの里づくりの日」クリーン作戦を行いました

4月16日(日)に「美しいメルヘンの里づくり」としてクリーン作戦(村内一斉清掃活動)を行いました。クリーン作戦は毎年2回4月と8月に行っています。

今回も村民のみなさまにご協力をいただき、合計270kgのごみ(北部クリーンセンター持ち込み重量)を回収することができました。内容としては国道沿いを中心にポイ捨てされたカン、ペットボトルが最も多く、他に使用済みの車載バッテリー、古タイヤも回収されました。

次回の開催は8月6日(日)となります。盛夏の実施となりますが、次回もご協力よろしくお願いたします。

(住民福祉課・山田遼)

新庄村各種助成金・支援制度について

今回は、高齢者を対象とした支援制度についてご紹介します。

支援内容	支援内容詳細	助成金額
寝具乾燥費助成金	村内に住所を有し ・ねたきり老人、ひとり暮らし老人及び高齢者世帯 ・敷布団、掛布団、毛布及び肌布団の寝具の乾燥及び消毒等の費用	・1人につき1回あたり8,000円 ・助成回数は年2回
紙おむつ等購入費助成	村内に住所を有し、常時紙おむつ等を必要としている在宅の者で ・要介護認定を受けた者 ・身体障害者手帳の1級、2級または療育手帳を所持している者	・購入金額の1/2 毎年度四半期ごと【限度額】 非課税世帯 月額6,000円 その他世帯 月額3,000円
高齢者住宅改造助成	村内に住所を有し現に居住している者で ・要介護認定または要支援認定を受けた者 ・対象者が居住する住宅で対象者が利用する際に改造を必要とする箇所	・対象工事に要する費用の2/3以内 ・限度額333,000円

ご不明な点がございましたら、住民福祉課(56-2646)までお問い合わせください。

特定計量器定期検査について

取引や証明に使用されているはかりは、2年に1回の定期検査を受けることが法律で義務づけられています。村内で使用されているはかりについて、6月16日(金)、午後1時30分から午後3時まで、役場前で検査を実施します。該当するはかりを持参のうえ受検してください。

検査対象となるはかりは、500kg以下のはかりで商店、事務所で使用されている商売用のはかり。病院、医院、薬局などで使われる業務用はかり。学校、保育園、福祉施設で使用されている体重計などの業務用はかり。宅配便取次店における料金特定用はかりが対象です。

さらにグラム数が必要な計量器で販売している農家は検査が必要。はかりの種類としては、電気式はかり、ばね式はかり、手動はかりです。また、分銅・おもりも検査の対象となります。

検査を受けられる方は、6月2日(金)までに、はかりの種類、

個数などを役場産業建設課まで報告のうえ、申し込みください。(産業建設課・寺下)

農業機械導入補助制度について

新庄村では農作業の効率化及び生産性の向上、労働負担の軽減を目的として今後新たに農業機械を購入する農家の方を対象に補助を行います。

◇補助対象機械

- ・ 稲作又は園芸の作業又は管理作業に要する農業機械
- ・ 販売業者から購入する1台当たり3万円(税抜)を超える機械

◇補助対象外機械

- ・ 貨物自動車等農業以外への汎用性の高い機械
- ・ 施設、設備又はそれに類する機械
- ・ 国、県又はこれらの外郭団体等から同様の趣旨の補助制度の交付を受けた機械

◇補助対象経費

- ・ 機械の購入に要する経費とし、機械の台数の上限は2台まで
- ・ 機械の購入の際、下取り等

による収入がある場合は、その額を補助対象経費から除く

◇補助金の額

- ・ 補助対象経費の30%とし、補助金の上限額は、表の経営耕地面積の区分に応じた額
- ・ 算出された額に1,000円未満の端数があるときは切り捨てた額

農地面積ごとの補助上限額

経営耕地面積の区分	補助金の上限額
50a未満	5万円
50a以上100a未満	10万円
100a以上400a未満	25万円
400a以上	50万円

◇申請に必要な書類

- ・ 見積書
- ・ 請求書
- ・ 領収書
- ・ 機械の写真

◇その他

- ・ 各年度における予算範囲内での受付となりますのでご注意ください
- ・ 申請回数等に制限を設けています

◆問い合わせ先

購入をお考えの方は
新庄村役場産業建設課農産係
(5612628)までお問い合わせください。

薪ストーブ導入補助金のお知らせ

村では、薪ストーブ導入補助金事業を行っています。

薪は、森林由来の燃料であり、薪ストーブによる暖房は二酸化炭素排出量の削減に寄与します。また、新庄村の新庁舎には今年度から薪ボイラーによる暖房を行う予定としています。

ご自宅の新築や改装など、薪ストーブの導入をご検討されている場合は、産業建設課までお問い合わせください。

◇交付対象者

薪ストーブを村内の自らの専用住宅又は事業所に設置し、暖房に使用するものであること。

◇補助金の額

薪ストーブ本体価格及び設置費用の総事業費の2分の1以内の額で30万円を限度とする。

(産業建設課・池田)

新庄村の 新たなキャッチフレーズを募集します!

新庄村役場では、令和4年度に村制施行150周年という節目の年を迎えたことを機に、今後村が目指していく新たな方向性を明確にする目的で、現在用いられている「メルヘンの里」というキャッチフレーズを刷新し、村内外の方から愛着を持ってもらえるキャッチフレーズを募集します。

応募資格

新庄村に住民票のある方

選考時の観点

- ①新庄村の「ブランド力の向上」「賑わいの創出」「循環型エネルギー」といった、今後村が目指していく姿を連想することができるものであること
- ②村内外の住民から愛着のわきやすいものであること

応募方法

キャッチフレーズ、氏名、住所、電話番号を明記の上、下記「応募・問合せ先」へ、はがき、FAX、Eメールでご応募ください。なお、1人で何点でも応募できます。

応募期間

令和5年5月19日(金) ~ 令和5年7月14日(金) ※必着

選考及び記念品

採用されたキャッチフレーズの応募者1名に、村内で使用できる**商品券3万円分**を贈呈。同一作品の応募が複数あった場合は、抽選で決定。

※ 採用作品に関する諸権利は新庄村に帰属するものとします。

応募・問合せ先

〒717-0201 新庄村2008-1

新庄村役場総務企画課

電話 0867-56-2627

FAX 0867-56-2629

Eメール soumukikaku@vill.shinjo.lg.jp





チャレンジデー2023

5月31日水曜日に開催される「チャレンジデー2023」についてお知らせします。

実施日 5月31日(水)

対戦相手 群馬県 上野村^{うえのむら}

ルール 5月31日(水)午前0時から午後9時の間に、15分以上続けて運動やスポーツをした人の参加率を自治体間で競い合います。今回は群馬県上野村との対戦となりました。

新庄村では恒例の早朝ウォーキングをはじめ、多彩なスポーツを行う予定です。運動する場所が村内であれば、村民の方に限らず、どなたでも参加できます。ぜひ、ご親戚やご友人にもお声掛けいただき、健康増進と

ともに、参加率日本一を目指しましょう。

当日運動された方は、人数を計上いたしますので、必ず教育委員会まで報告をお願いします。(報告期限は当日の午後9時30分まで)

なお、主催者である笹川スポーツ財団から、今回のチャレンジデーをもって、チャレンジデー事業を終了するとの通知がありました。

全国一斉で行われるこのチャレンジデーの有終の美を飾るべく、ぜひとも多くのご参加をお待ちしています。

(教育委員会・川端)

健康まつりのお知らせ

とき 6月13日(火)

場所 ふれあいセンター

受付時間

(午前) 9時～11時

(午後) 15時30分～16時30分

内容

(午前)

・特定健診、後期高齢者健診

・35～39歳国保健診
・肺レントゲン検診

・胃がん検診

・大腸がん検診

・歯科健診

(午後)

・子宮がん検診

・骨粗しょう症検診

お願い

①受付をされる方は最初に総合受付へお越しくください。

②混雑を避けるため、受付時間を地区ごとに分けます。なるべくこの時間帯にお越しくくださいますようご協力をお願いします。

▼9時～9時30分

野土路、高下、中谷、浦手、大原、カケ住宅

▼9時30分～10時

滝の尻、田浪、二ツ橋、戸島、田井、田中、田中住宅

▼10時～10時30分

梨瀬、鍛冶屋、幸町、茅見

▼10時30分～11時

上町、本町、中町、東町、西町、旭町、大所、がいせん桜団地

※胃がん検診を受けられる方は、長時間の絶食を避けるため、この時間にかかわらず早めにお越しいただいてもかまいません。

③時間短縮のため、検診票等(後日配布します)はご自宅でご記入してきてください。記入ができていない方から順にご案内します。

④肺レントゲン検診については、検診車内で肌着、無地のTシャツ一枚(ボタンも不可)になれる格好で、ズボンも金具が少ないものでお越しくください。

⑤胃がん検診については当日は絶食・絶食でお越しくください。前日は検査の10時間前までに夕食を済ませてください。ただし、水に限ってはコップ一杯(200ミリリットル程度)まで、検査の2時間前まで飲んでいただくかまいません。

⑥今回特定健診を希望されず、がん検診のみを希望される方は、8月26日(土)に肺・胃・大腸がん検診を実施しますので、

公民館図書室だより

●野菜や花づくりに関する本を展示します。

新庄村公民館図書室では、5月18日(木)～6月12日(月)の間、「育てよう野菜 咲かせよう花」をテーマに野菜や花づくりに関する本を展示します。

基本的な野菜の育て方や、肥料に関する本、花やガーデニングに関する本などの数々を、岡山県立図書館にご協力いただき、選書しています。展示している本は貸出もできます。

是非、新庄村公民館にお越しいただき、皆様の野菜づくりや花づくりのヒントになることを願っております。多くの方のご来館をお待ちしております。

●絵本の読み聞かせ会

6月の風の子文庫さんによる、絵本の読み聞かせ会の日程をお知らせします。

【開催日時】

- 6月7日(水) 15時～16時
- 6月14日(水) 15時～16時
- 6月21日(水) 15時～16時
- 6月28日(水) 15時～16時

【開催場所】

新庄村公民館 児童図書室
天候や行事等でお休みになる場合がありますので、ご不明な場合は、お気軽にお問い合わせください。
(公民館図書室・多久間)

「歯と口の健康週間」

6月4日～10日は「歯と口の健康週間」です。

なるべくそちらを受診してください。混雑を避けるためのご協力をお願いします。
⑦送迎が必要な方は、前日6月12日(月)までに住民福祉課までご連絡ください。
※詳細につきましては、後日配布のチラシをご覧ください。
(住民福祉課・谷川)

健康週間」です。

毎日のセルフケアとともに、定期健診や歯のクリーニングなどのプロフェッショナルケアを受けて、歯周病や虫歯を予防し、歯と口の健康を保ちましょう。
また、むし歯の予防には、自分のむし歯リスクを知ることが役立ちます。新庄村歯科診療所では「歯と口の健康週間」に「むし歯リスク検査」を行います。むし歯の予防に役立てましょう。
(歯科診療所・金盛)

「むし歯リスク検査のお知らせ」

とき 6月5日(月)～6月12日(月)

場所 新庄村歯科診療所

検査内容 むし歯リスク検査

費用 無料(先着10名のみ)

お願い

①新庄村に住民票のある方が対象です。

②受診の際、保険証を持参してください。

③必ず予約してから受診してください。

お問い合わせ

新庄村歯科診療所

☎086715613056

(歯科診療所・金盛)

年金相談

6月の年金相談日をお知らせします。

日時

▼6月8日(木)

「10時～12時 / 13時～16時」

▼6月22日(木)

「10時～12時 / 13時～16時」

場所

真庭市役所久世本庁舎

予約先

津山年金事務所お客様相談室

☎086813112360

*自動音声案内が始まりましたら①番を押し、次に②番を押ししてください。

※相談内容を把握するため、前日までに必ず予約をお願いします。

※年金番号がわかるものと、本人確認ができる免許証、保険証などを持参してください。また、代理の場合は委任状が必要です。

※新型コロナウイルス感染拡大の状況により、中止することもあります。ご理解のほどよろしく願います。

(住民福祉課・小畑)



戸籍の動き

令和5年4月受付分

今月の戸籍の動きは
ございません。

「戸籍の動き」への掲載希望については、遠慮なく住民福祉課までご連絡ください。(住民福祉課・森元)



今月の俳句

(新庄村俳句教室より)

- 子らかける出雲街道花ふぶき 金盛 啓子
- 膝小僧見つめる稚児に桜舞う 三鴨 浩子
- 筍や皮一枚ごとにお品書き 田中 艸林
- 咲き満ちてカメラの中も花盛り 大月 幸子

(ご一緒に俳句を詠んでみませんか)

3月期の交通事故発生状況

区分	村内		真庭市内	
	3月期	本年の累計	3月期	本年の累計
事故	件数	0	4	11件
	死者	0	1	1人
	重傷	0	2	3人
	軽傷	0	2	7人

(総務企画課・高橋)

お元気でですか？

五月病について

● 五月病ってどんな病気？

入学や就職に伴い学校や職場で新たな生活がスタートしました。新生活は慣れないことも多く、知らず知らずのうちにストレスがたまります。気分が落ち込んで無理をしようとしてもありません。こうして1ヶ月が過ぎ5月になる頃に、身体のだるさ、疲れやすさ、意欲がわかない、物事を悲観的に考えてしまう、よく眠れない、食欲が無いなどの心身の症状が現れることがあります。これを「五月病」といいます。五月病は、正式な医学用語ではありませんが、一般的に、この季節に学生や新入社員に起こりやすいため、こう呼ばれています。

● こんな症状が出たら要注意

無気力になったり不安感が強くなったりすることが多いようです。「今までラクにできていたことができなくなつた」「大好きだった趣味に興味が持たなくなつた」「常に漠然とした不安があり落ち着かない」などの症状は要注意です。また、胃痛や食欲不振、頭痛、めまい、不眠などが起こることもあります。

● 五月病を防ぐためには

「ストレスは必ずあるもの」と認識して、ストレスと上手に付き合う方法を考えましょう。十分な睡眠、休息を取るよう心がけ、自分に合

「五月病」の原因と対処法

原因となるストレス

- ・環境の変化
- ・生活習慣の乱れ
- ・心の緊張

なりやすいタイプ

- ・几帳面でまじめ
- ・完璧主義
- ・聞き分けが良い

症状

- ・やる気が出ない、身体がだるい
- ・頭痛、腹痛、食欲低下
- ・眠れない、起きられない

対処法



相談



運動・趣味



睡眠



バランスの良い食事

たストレス解消法を見つけておくことが重要です。特に几帳面でまじめ、嫌と言えずに物事を引き受けてしまうといったタイプの人に五月病やうつ病が多いと言われているので注意が必要です。深刻に物事をとらえ過ぎず、新しい仕事や環境では失敗はつきものと考え、「できる範囲でいいや」と気を楽に持つことも大切です。一人で悩みを抱え込まずに、日頃から家族、友達、同僚、上司などの身近な人に相談するようにしましょう。五月病は放っておくと本格的なうつ病に進んでしまうこともあります。早目に専門医を受診するようにしましょう。(住民福祉課・谷川)

- 新庄村役場からのご案内 -

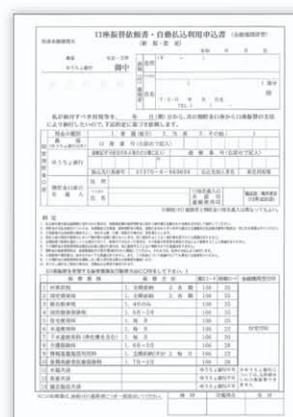
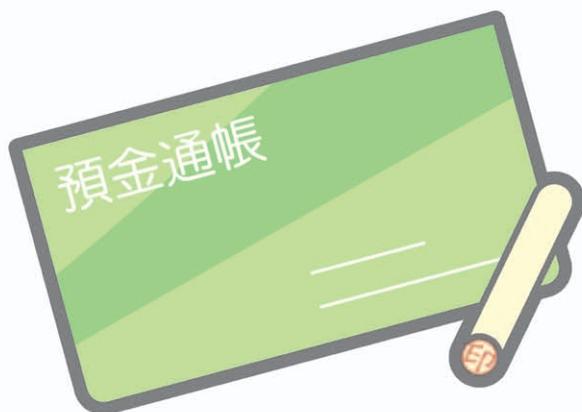
公金の支払いを口座引き落としにしませんか？

新庄村では現在、公金の支払い方法を「窓口払い」と「口座引き落とし」から選ぶことができます。納付書による「窓口払い」を選択いただいている場合、「口座引き落とし」に変更することで、毎月役場の窓口へ支払いに行く手間を省くことができます。

手続きは簡単です！

1 引き落とし口座の「預金通帳」と「銀行印」を持って新庄村役場へ。

2 窓口で申込書に記入して提出



※口座番号、支店名が確認できる書類があれば預金通帳は不要。

口座振替依頼書・自動払込利用申込書

ご留意事項

※口座引き落としができるのは村県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、住宅使用料、水道使用料、下水道使用料（浄化槽を含む）、介護保険料、情報基盤施設使用料、後期高齢者医療保険料です。

※口座を変更される場合も同様の手続きが必要です。

※金融機関との手続きに時間を要するため、口座引き落としの適用は概ね申込翌月からとなります。

お問い合わせ先

お支払いの内容によって担当部署が異なりますので、支払い方法の状況のご確認などは下記へお尋ねください。

▼ 新庄村役場

- ・各種租税／情報基盤 総務企画課 0867-56-2626
- ・上下水道／住宅賃料 産業建設課 0867-56-2628
- ・各種保険料（税） 住民福祉課 0867-56-2646



新庄村 地域おこし協力隊

日々の活動をお知らせします！



農業
せきね りゅういち
関根 龍一



農繁期ですね！私は先日消防操法大会のお手伝いに行き、初めて操法を見ました。周りの方に基準など教えてもらい新たな世界を見せてもらいました。消防団の皆さんお疲れ様でした！



観光(宿泊)
あおの ひなこ
青野 日向子



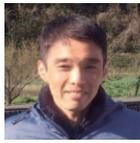
この5月で、村へ来て丸2年となります！本当に大切な2年間でした。残りあと1年は、後継の3代目の女将探しをしながら、自分自身が村を楽しむ時間も作っていきたいです。



林業
かわだ たつき
河田 達希



4月は久しぶりに看板を切削しました。そのうち一枚は「ミズナラ」という木材を初めて使しました。中身が詰まっていて重く、木目が面白い材のため、完成が楽しみです。



林業
ますだ みきと
増田 幹人



はじめまして。4月から地域おこし協力隊として活動しています。これからの第二の人生が、ますます充実したものになるように楽しく頑張りますのでよろしくお願いいたします。

新庄村 農産物紹介

こんにちは、サルナシ栽培研究会です。

今年は5月の大霜もなく、サルナシの花芽がダメージを受けなかったので一安心です。この調子で収穫までお天気が味方をしてくれると、ありがたいのですが…。夏の日照りや長雨で、葉っぱが枯れたり、実が落ちたり。自然の摂理には手の打ちようがありません。ただただ豊作を祈るのみです。

今の時期サルナシの木にしてやれることはないのですが、たまに様子を見に行くと小さな可愛い花芽をつけています。まだ南天の実くらい的小さな粒ですが、これから花が咲いて子房が膨らんであのサルナシの実になっていきます。ミツバチもサルナシの花が好きなので、一生懸命花粉を集めています

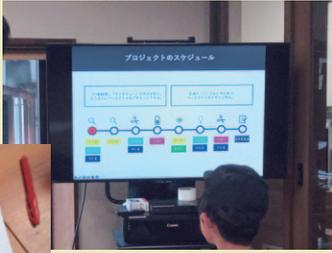


よ。働きものさん、ありがとう。サルナシの花には、雄花と両性花の方にはおしへの他に花柱と言って、柱頭と子房をつなぐ器官があります。一般にめしべと呼ばれているものです。雄花にはおしへしかありません。

むらづくり 新庄村

咲蔵家

教育委員会からの業務委託により実施する「総合的人材育成事業」。その中の一つ、小学校3〜6年生を対象としたデザイン思考を学ぶ公営塾である「キュリオスクール」を4月26日(水)から本年度も開始しました。最初の学びのテーマは「ペットボトルプロジェクト」(3・4年生)と「さくらや改善プロジェクト」(5・6年生)です。



課題解決につながるアイデアを生み出す授業が進められます。
※デザイン思考 物事を観察・理解し、課題を解決するアイデアを発想・磨き上げていくという考え方。スタンフォード大学等で提唱され、現在では「社会課題・ビジネス課題の解決のための思考法」として重要視されています。

木挽家

約3年間、新庄宿須貝邸の定休日にイタリアンレストラン営業を行った「里山クッチーナ」。月1回のレストランとして沢山の方にご利用いただき誠にありがとうございました。最終の営業日は6月14日(水)です。店内はご予約で満席ですが、デリボックスはご注文いただけます。ご予約の上、新庄宿須貝邸に取りにお越しください。
また、新庄・美甘の地域内は配達も可能です。
予約電話：090-0337610381(篠原)
6月から、木挽家を会場

に、薬膳料理教室を定期的に開催します。6月の開催日は21日(水)・24日(土)です。詳しい内容は予約電話でお問い合わせください。



FSS

4月は真庭市二川の木工房もものたねと共同で銘建工業株の百周年記念オブジェを制作しました。FSSで形を掘り、木工房もものたねで仕上げを行うという分業です。立体的な切削により100を∞に見せるデザインを表現することができて満足しています。今後、村内外の事業者と連携を進めていきます。

須貝邸

村一番の賑わいの時期である桜のシーズンをスタッフ皆で駆け抜けることができました。引き続き、ゴールデンウィークから始まる新緑の季節は様々な方へオススメしたい素敵な頃。この時期からは、初めてのお客様や、お子様連れのお客様も増えます。この夏も、賑やかで楽しい須貝邸となりそうです。



お客様が村への興味を深め、村での日常を体感していただけるような物語を紡ぐことが鍵となります。

須貝邸縁側を利用したイベント等も再開予定です。開催する際は広報誌を通じてお知らせ致します。



むらづくり新庄村 スケジュール

○6月21日(水)・24日(土)
薬膳料理教室開催日
○毎週水曜日
小学生向けデザイン思考の塾「キュリオスクール」

社協 だより

理想の 福祉を目指して



老人クラブ連合会 の活動

4月の活動

19日 令和4年度監査

(2名)

20日 令和5年度第1回

女性部会 (5名)

女性部会

役員改選後初めてとなる女性部会では、新たな役員と令和5年度の事業が左記の通り決定しました。

【女性部新役員】(敬称略)
部長 (兼連合会副会長)

宍戸 環 (よつばクラブ)

副部長

前田 美子 (親睦会)

大野 孝子 (友楽クラブ)

理事

建部 哲子 (千寿会)

福永 順子 (万年青会)

三嶋 浩子 (長寿会)

佐藤 光代 (鳳寿会)

宍戸由美子 (三和クラブ)

島田 京子 (共楽クラブ)

※任期は2年間です。

よろしくお願いします。

【令和5年度女性部事業】

○緑と花いっぱい運動

5月16日 草取り

6月27日 整地及び花苗植

8月7日 草取り作業

9月25日 草取り作業

10月31日 整地及び花苗植

3月 草取り

デイサービス・ さくらの里の活動紹介

今年もがいせん桜がきれいに咲きました。例年より早く満開になりました。4月早々でしたが、お天気にも恵まれぽかぽか陽気の中、がいせん桜のお花見を楽しみました。翌週にはふれあいセンター

のしだれ桜も満開となり、デイサービスとさくらの里合同でお花見お茶会を開催しました。おやつはもちろん栗まんじゅうです。待ちに待った栗まんじゅうを食べられ、皆さま大満足の笑顔でした。



人事異動 (5月1日付け)

さくらの里から

デイサービスへ異動

介護福祉士 池田 佳世

ミニシルバー 人材センターへ会員募集

ミニシルバー人材センターでは会員を募集しています。村内在住で、概ね60歳以上の方、健康で働く意欲のある方ならどなたでも会員になります。お気軽にお問い合わせください。

社協へのお問い合わせ

☎56-2001

小中学校だより

小中学校より 『参観日』

4月21日(金)に、授業参観・PTA総会・学級懇談・部活動懇談(中学校)を行いました。
今年度から小中学校で時程を合わせて、午前中開催にしました。PTA総会では、多くの保護者の方に参加していただき、総会の議案はすべて承認されました。

令和5年度から教材費・給食費の無償化が実施されることについて、石倉教育長から説明がありました。村への感謝の気持ちをもって、学校教育活動をしていきたいと思えます。

(新庄中学校・小川)



小学校より 『1年生を迎える会』



4月19日(水)に「1年生を迎える会」を行いました。あらかじめ6年生が中心となってプログラムやゲームの内容を考え、当日は司会進行も務めました。

1年生にとっては、学校生活のすべてが新しく、わくわくドキドキの毎日です。この会でインタビューに答えたり、「人間知恵の輪」「同じ人あつまれ」「進化ジャンケン」をしたりすることで上級生とも仲良くなることができました。

また、上級生がゲームの時に「好きな勉強は何?」「いっしょだね。」と積極的に声をかけてくれたので、楽しく活動することができました。

今年も全校児童33人が仲良く力を合わせ、たくさんの思い出を作っていきます。

(新庄小学校・池淵)



中学校より 『新入生を迎えて』



4月11日(火)に『生徒会オリエンテーション』を行いました。専門委員会の活動、部活動について8・9年生から説明がありました。7年生は先輩の説明を一生懸命に聴き、その後に専門委員会の決定をしました。

4月13日(木)に『新入生歓迎レクリエーション』を行いました。今年度は、物置スペース・障害物リレー・ドッチビーをしました。生徒全員で楽しく取り組むことができ、思い出がまた一つ増えました。

4月27日(木)に『9学年顔合わせ』を行いました。5班に分かれて「ポンポンボール」を行い、自己紹介をしました。今後の小中合同行事も51人力を合わせて取り組み、学校生活を充実させていきます。

(新庄中学校・小川)

